

9 曳船料金

東京タグセンター

TEL 03-3455-7251

(1) 基本料金〔1時間当り（8：00～17：00）〕

基本料金	特別割引料（10,000G/T未満）
101,700	67,700

(2) 料金計算方法

- 1) 料金計算方法は使用時間により計算する。
- 2) 使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復に要する時間、及び本船側の都合による待機時間を含むものとする。
- 3) 上記の料金は1時間以内の料金とし、最初の1時間を超過した30分未満の端数は30分とし、30分を超過した端数は1時間として切り上げ、最初の1時間に加算し料金を計算する。
- 4) 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。
- 5) 本船G/T10,000トン未満の曳船料金は、中・大型曳船を使用した場合といえども、通常時の作業に限り、サービス料金67,700円を適用する。

(3) 割増料金

- 1) 時間外割増

6：00～8：00	……………	60%増
17：00～22：00	……………	60%増
22：00～6：00	……………	100%増
- 2) 日、祝、特定休日割増 8：00～17：00 …………… 50%増

※ 特定休日とはメーデー(5月1日)、年末年始(12月30日～1月3日)を言う。
日曜日と国民の休日が重なったとき翌日を休日とする。
- 3) 荒天作業(海上風速15m/s以上の場合) …………… 50%増
- 4) 海難救助作業 …………… 50%増
- 5) 特別作業(デットシップ作業等) …………… 50%増
なお、消火作業等による使用薬品代は実費計算により別途加算する。
- 6) 危険作業 …………… 100%増以上

※ 危険作業とは爆発物積載船、タンカー船等の船舶において海難が発生し、爆発の恐れがある場合を言う。
- 7) 特別地域作業 防波堤外(但し、天王洲、裏豊洲地域を含む) …… 50%増
川崎、横浜、千葉地域 …………… 100%増

横須賀、浦賀、久里浜地域 …………… 150%増
(ただし、各域港内の本船の離岸接岸作業を含まない。)

(4) 燃料油価格調整金

1 時間あたり料金 10,000 円。30 分ごとに 5,000 円。

A 重油価格 1 KL あたり 80,000 円より 120,000 円の範囲に適用。

リム価格を基準とし、上記割増料金を超えた場合は次のとおり見直しを行う。

また、燃料油価格調整金は各種割増料金の対象としない。

1) 燃料油価格の見直しは 3 ヶ月毎に行う。

2) 燃料油価格調整金の算定は A 重油リム価格 (1 kl あたり) とし、算定方法は、見直し月の前の月を除き 3 ヶ月間の平均価格とする。

3) 燃料油価格調整金の見直しは、1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付にて、年 4 回行う。

4) 燃料油価格調整金

リム価格平均

39,999 円以下の場合 0 円

40,000 円～ 59,999 円 1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円

60,000 円～ 79,999 円 1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円

80,000 円～120,000 円 1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円

120,001 円～140,000 円 1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円

140,001 円～160,000 円 1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円

(5) 上記以外の特種作業、並びに曳船作業以外の目的で使用した場合は、その都度船会社又は代理店協議の上決定する。

曳 船 約 款

(日本港湾タグ事業協会)

曳船の船長及び乗組員は、本船船長の指揮に従って曳船作業を行うものであり

イ. 曳船船主及びその使用人は、曳船作業中に生じた本船の滅失もしくは損害又は本船上にある人命もしくは物の損害に関して損害賠償の責を負わない。

ロ. 本船船主は、曳船作業中に生じた曳船の滅失若しくは損害又は曳船上にある人命の損害に関して損害賠償の責を負う。

ハ. 本船船主は、曳船作業中に生じた第三者の損害に関して曳船船主が損害賠償する責を負う場合においては、当該損害賠償について補償するものとする。

ただし、上記の滅失又は人命もしくは物の損害が曳船船主あるいはその使用人が曳船作業に堪える状態におくことあるいは本船船長の指揮に従うことにつき相当の注意を尽くさなかったことにより生じたことを本船船主が証明した場合においては適用しない。